

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年2月11日現在

～2021年2月10日

2021年2月11日～

| | |
|--|---|
| | 目次（略） |
| | 第1章～第14章（略） |
| | 別記（略） |
| | 附 則（令和3年2月2日P S 事推第00739849号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年2月11日から実施します。 |
| | （経過措置） 2 当社は、令和3年2月11日から令和3年5月17日までの間に、光アクセス回線の新設を伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ2（P S 事推第00657561号（令和2年6月9日）の附則の2を適用するものを除きます。）からの細目又は区分の変更を除きます。）を当社が承諾し、令和3年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2-3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2-3-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。 |
| | 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 |

| ～2021年2月10日 | 2021年2月11日～ |
|-------------|--|
| | 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。 |